

長崎県公安委員会告示第31号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定に基づく審査（以下「検定合格者審査」という。）を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年6月27日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

1 検定合格者審査の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務に係る1級
- (2) 空港保安警備業務に係る2級
- (3) 施設警備業務に係る1級
- (4) 施設警備業務に係る2級
- (5) 交通誘導警備業務に係る1級
- (6) 交通誘導警備業務に係る2級
- (7) 貴重品運搬警備業務に係る1級
- (8) 貴重品運搬警備業務に係る2級

2 検定合格者審査の実施日時及び場所

- (1) 実施日時  
令和5年8月7日（月）午後1時30分から午後4時30分まで
- (2) 実施場所  
長崎市尾上町3番3号  
長崎県警察本部3階「第2会議室」

3 検定合格者審査の対象者

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項及び同条第2項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した者（施設警備業務の審査にあつては、旧検定における常駐警備業務検定に合格した者。以下同じ。）であること。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 旧検定に合格した警備員であつて、検定規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であつて、検定規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（(1)に該当する者を除く。）

4 検定合格者審査の方法

審査においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定合格者審査の科目

(1) 1級の検定合格者審査

ア 学科試験

(ア) 出題範囲

- a 警備員の資質の向上を図るための指導方法に関すること。
- b 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関すること。
- c 警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関すること。
- d 護身の方法（護身用具の使用方法を除く。）に関すること。

(イ) 問題数

10問

イ 実技試験

(イ) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を2種類実施する。

(2) 2級の検定合格者審査

ア 学科試験

(7) 出題範囲

- a 警備員の資質の向上を図るための指導方法に関すること。
- b 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関すること。
- c 警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関すること。
- d 護身の方法（護身用具の使用方法を除く。）に関すること。

(イ) 問題数

10問

イ 実技試験

(7) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を1種類実施する。

6 申請手続

(1) 審査申請の受付期間

令和5年7月10日（月）から同月20日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までの間（午後0時から午後1時までを除く。）

(3) 申請書類等

審査申請書（検定規則別記様式を用いること。）には、次の書類等を添付すること。

ア 写真（申請前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1葉

イ 旧検定規則第8条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し 1通

ウ 長崎県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている者は、次の書類のうち該当するもの いずれか1通

(7) 長崎県内に住所を有する者は、住所地进行を疎明する書面

(イ) 警備員であって長崎県内の営業所に属する者は、当該営業所に属することを疎明する資料

(4) 審査申請書の提出先

審査申請書は、次のいずれかを經由して提出すること。

ア 長崎県内に住所を有する者は、その者の住所地进行を管轄する警察署

イ 長崎県内の営業所に属する者は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 長崎県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けた者で、長崎県内に住所地去がなく、かつ、長崎県内の営業所に属しないものは、長崎県警察本部生活安全部生活環境課

(5) 審査申請の方法

審査申請者が(3)の書類等を(4)の提出先に持参して申し込むこと。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者の委任状を持参すること。

7 審査当日に必要なもの

検定合格者審査を受ける者は、審査当日に旧検定合格証及び筆記用具を持参すること。

8 検定合格者審査手数料及び納入方法

(1) 審査手数料

4,700円

(2) 納入方法

審査申請書の提出時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、審査申請の受付後は、納入された審査手数料は返還しない。

9 合格発表

本審査の合格発表は、当日審査場所において本人に対して行う。

10 その他

(1) 受検の制限

申請者は、1の(1)から(8)までの検定合格者審査のうち、いずれか一つの審査についてのみ申請することができる。

(2) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110  
内線3185）